

# 第4章

## 住み慣れた地域で 安心して暮らしていく体制づくり



# 1 高齢者福祉事業の推進

## (1) 在宅生活の支援

### 1)生活支援型デイサービス

#### 【事業内容】

介護保険には該当しないが、生活支援が必要と認められる概ね 65 歳以上の高齢者に対し、日中施設で機能低下の防止訓練、入浴や食事のサービスを提供しています。(週 1 回まで)

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
延べ利用回数	205	87	100

#### 【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
延べ利用回数	100	100	100

### 2)無料入浴サービス事業

#### 【事業内容】

ひとり暮らしのため不安がある、設備的に危険がともなうなどの理由で入浴が思い通りにできない方を、主に福祉文化会館で、看護師が入浴前後の身体チェックを行い、入浴してもらうことで、安全で衛生的な生活の一助とし、介護を予防する事業として行っています。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
実施回数	88	50	52

#### 【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
実施回数	50	50	50

**3)在宅高齢者住宅改修助成事業****【事業内容】**

介護保険制度や障害者施策に該当しない 65 歳以上の町内在住の高齢者に対し、住み慣れた住宅で安全で快適な生活が送れるよう必要な住宅改修に要する費用の一部(工事費の2分の1を上限 10 万円まで)を助成しています。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
利用件数	12	1	5

**【取り組みの方向】**

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
利用件数	10	10	10

**(2) 見守り支援****1)個別ごみ収集(「家庭ごみふれあい収集」事業)****【事業内容】**

身体機能の低下によってごみ出しができない、かつ身近な人などの協力が得られない高齢者に対し、クリーンセンターの職員が家まで戸別収集に行き、安否確認をしています。(週1回)

**2)緊急通報システム****【事業内容】**

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者のうち、健康上の理由等で常時外部との連絡体制が必要な方に対し、緊急通報用の電話機とペンダントを貸与しています。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
利用件数	72	73	75

**【取り組みの方向】**

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
利用件数	80	85	90

### (3) 福祉施設の整備

#### 1) 養護老人ホームへの措置

##### 【事業内容】

原則 65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由で居宅での生活が困難な方が入所できる施設です。町の措置決定があれば入所できます。

【実績値】	平成 21 年度 (実績)	平成 22 年度 (実績)	平成 23 年度 (見込み)
措置人数	2	2	3

##### 【取り組みの方向】

【目標値】	平成 24 年度 (見込み)	平成 25 年度 (見込み)	平成 26 年度 (見込み)
措置人数	4	5	6

## 2 高齢者の安心を確保するための仕組みの構築

### (1) 要援護高齢者の把握

要介護者等の実態を、毎月の介護認定審査会とあわせて、健診等の高齢者向け事業や、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医師、民生委員、介護サービス事業者等の関係機関の連携により把握していきます。

要介護状態に陥るおそれのある二次予防事業対象者についても、地域支援事業で要介護者同様、地域包括支援センターを中心に、関係事業や関係機関と連携しながら実態把握を目指します。

介護給付対象サービス及び地域支援事業の供給事業者については、ケアマネジャー、介護サービス事業者との情報交換や近隣の自治体との連携を取ることにより、各サービスの供給量の把握を行います。

### (2) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進

地域包括支援センター、民生委員、児童委員、社会福祉協議会などによる活動等、各種活動のネットワークづくりを強化し、要援護者に対する日常的な見守り活動や、助け合い関係づくりを推進していきます。

### (3) 介護給付等費用適正化事業

地域の中で、認知症高齢者の安全を見守り、介護をする家族の安心と負担を支える事業を推進するとともに、介護給付の適正化につながる各種事業を実施します。

#### 1) 介護給付費適正化事業

不要なサービスが提供されていないかの検証、制度の趣旨や良質な事業展開のための情報提供、連絡協議会の開催などの適切なサービス提供のための環境整備、介護給付費の適正化を行います。

#### 2) 介護給付適正化

介護給付適正化には、サービスの適正化(提供されるサービスの必要性・効果の確認、事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求のは止等)及び保険財政の適正化(計画の見込みを大きく上回って給付されているのは止等)があります。

介護保険の財政状況の分析や介護給付の動向等の的確な把握をし、給付適正化に取り組みます。

#### 3) 国民健康保険団体連合会との連携

神奈川県国民健康保険団体連合会において、保険者等が介護費用適正化対策のために活用できるよう、認定者の状況や事業所の状況に関する各種の情報を提供する体制が整備されます。このシステムを活用して、給付の適正化に取り組みます。

### (4) 高齢者虐待防止への取り組み

近年、家族や親族などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっており、その種類には、身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄など様々です。

平成 18 年 4 月からは、虐待を防止するための高齢者虐待防止法が施行されており、本町では平成 23 年度に葉山警察署に対し通報時に速やかに対応できるよう、休日夜間を含めた連携体制を確認したところです。

今後とも虐待の通報や届出窓口を住民に周知し、虐待の防止と要援護者支援を円滑に進めるため、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、総合相談、早期発見、見守り、サービス提供による介入等を行うためのネットワークの整備を図るとともに、擁護者の介護負担を軽減するため、在宅サービスの充実等に努めます。

施設での高齢者虐待防止対策としましては、平成 23 年度に特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設で高齢者の権利擁護について研修会を実施してまいりましたが、今後も施設の協力のもと研修会を実施していきます。

また、成年後見制度につきましては、高齢者が尊厳ある生活を維持するために社会福祉協議会と連携し、相談・利用支援及び普及・啓発を行っていきます。

### (5) 災害時における対策

東日本大震災等、近年の高齢者等の被災状況を踏まえ、災害時における要援護高齢者の避難支援として、葉山町地域防災計画のもとに、関係機関の連携により、安全な避難誘導や支援体制を構築していく必要があります。

本町では、災害時に避難所での生活が困難である重度の在宅高齢者等を、施設に一時避難させるため、町内の介護老人福祉施設や介護老人保健施設と、平成 20 年に協定を締結するとともに、高齢者を、これらの施設まで搬送するため、葉山町社会福祉協議会が所有する車両を使用する協定も締結しています。

また、平成 23 年度には地域の実情を把握している民生委員・児童委員協議会に対し、民生委員活動の一助になるよう 65 歳以上単身高齢者リストを提供しているところです。

今後は、町防災部局が作成する災害時要援護者リストを活用し消防署、警察、民生委員・児童委員、町内会、自治会等と連携しながら、災害発生時に適切な避難誘導や安否確認を実施するための体制整備に努めるとともに、町内居宅介護支援事業所等と災害時における対応等について検討していきます。

